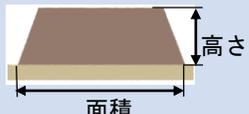
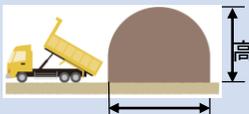


「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の改定に伴う規制対象行為と必要な手続

- 改定のポイント**
- 盛土規制法で規制される土砂等の埋立て等については、条例の構造基準を適用しない
 - 盛土規制法で規制されない土砂基準については、届出制を採用し現行と同じように確認を行う
 - 災害の発生のおそれがない土砂等の埋立て等については、条例の構造基準は適用しない

現行（条例）			条例改定後						
規制対象 面積3,000㎡以上かつ 高さ1m超			法の規制区域内			法の規制区域外			
構造基準	土砂基準		規制対象 面積3,000㎡以上かつ 高さ1m超	構造基準	土砂基準	規制対象 面積3,000㎡以上かつ 高さ1m超	構造基準	土砂基準	
<p><盛土></p> <p>●農地や宅地の造成等</p> 			許可 (条例)	<p>※1 <盛土></p> <p>●農地や宅地の造成等</p>			<p>※2 <盛土></p> <p>●農地や宅地の造成等</p>		
<p><堆積></p> <p>●ストックヤード等</p> 				<p>※2 <堆積></p> <p>●ストックヤード等</p>			<p><堆積></p> <p>●ストックヤード等</p>		
<p><埋立て></p> <p>●谷地の埋立て等</p>				<p><埋立て></p> <p>●谷地の埋立て等</p>			<p><埋立て></p> <p>●谷地の埋立て等</p>		
<p>●窪地の埋立て</p> 			<p>●窪地の埋立て</p> <p>※3 なし</p>			<p>●窪地の埋立て</p> <p>※3 なし</p> <p>※4 届出 (条例)</p>			

※1 土砂災害の発生のおそれがないと盛土規制法で規定される砂利採取法や鉱山保安法等の工事は構造基準を適用しないこととする。
(土砂基準は届出により確認する。)

※2 盛土規制法により規制されるため、条例において構造基準を適用しないこととする。

※3 埋立てのうち、窪地の埋立ては盛土規制法の規制対象外と整理されたため、条例においても構造基準を適用しないこととする。

※4 鉱山保安法に係る工事は、同法で土砂基準の安全性が確認されるため規制を行わない。(届出不要)